

契約書第2条に基づき定める 令和2年度 健保連人間ドック 健診項目表

※令和元年(平成31年)度から一部表現を見直しました

	区分	項 目	備 考
必須項目	身体計測	身長	
		体重	
		肥満度	
		B M I	
		腹囲	
	生 理	血圧測定	原則2回測定値と平均値
		心電図	
		心拍数	
		眼底	両眼撮り
		眼圧	
		視力	
		聴力	簡易聴力
		呼吸機能	1秒率、%肺活量、%1秒量（対標準1秒量）
	X線・超音波	胸部X線	2方向
		上部消化管X線	食道・胃・十二指腸。4ツ切等8枚以上 *1
		腹部超音波	検査対象臓器は肝臓（脾臓を含む）・胆のう・膵臓・腎臓・腹部大動脈とする。但し、膵臓検出できない時はその旨記載すること。
	生 化 学	総蛋白	
		アルブミン	
		クレアチニン	
		e G F R	
		尿酸	
		総コレステロール	
		H D L コレステロール	
		L D L コレステロール	
		Non- H D L コレステロール	
		中性脂肪	
		総ビリルビン	
		A S T (G O T)	
		A L T (G P T)	
		γ - G T (γ - G T P)	
		A L P	
		血糖（空腹時）	
		H b A 1 c	
	血液学	赤血球	
		白血球	
		血色素	
		ヘマトクリット	
		M C V	
		M C H	
		M C H C	
		血小板数	
	血清学	C R P	定量法
		血液型（A B O R h）	本人の申し出により省略可
		H B s 抗原	本人の申し出により省略可

必須項目	尿	尿 一 般 ・ 沈 渣	蛋白・尿糖・潜血など 沈渣は、蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
	便	潜 血	免疫法で実施（2日法）
	問診・診察	医療面接（問診）	医療職が担うこと（原則、医師・保健師・看護師とする） 問診票（質問票）は、特定健診対象者には特定健診質問票 22項目を含むこと。
		医師診察	胸部聴診、頸部・腹部触診など。 *2
	判定・指導	結果説明	医師が担うこと。 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2
		保健指導	医療職が担うこと（実施者は「特定健康診査・特定保健指導の 円滑な実施に向けた手引き（第3版）」に準ずること。医師の 結果説明の間での実施も可とする） 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2
オプション項目	上 部 消 化 管 内 視 鏡		*3
	乳 房 診 察 + マ ン モ グ ラ フ ィ		乳房診察は医師の判断により省略することも可。
	乳 房 診 察 + 乳 腺 超 音 波		
	婦 人 科 診 察 + 子 宮 頸 部 細 胞 診		検体採取は医師が実施すること。
	P S A		
	H C V 抗 体		*4
*1 X線検査を基本とする。本人及び保険者から内視鏡検査の申し出があった場合は、オプション項目に掲げる金額を加算し実施する。			
*2 診察・説明・指導は、施設の実状を踏まえた効率的な運用を認める。なお、原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。			
*3 内視鏡検査を行う際は、別途、十分な説明のもとに本人から文書同意を取得すること。原則、鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。			
*4 厚労省の肝炎総合対策に基づき、未実施の場合は実施を推奨する。			